

# 新潟市民プラザ 附属設備料金表

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額
舞	所作台（化粧框付き）	1個	1回	300円
	平台小型（箱足・開き足付き）	1個	1回	200円
	平台中型（箱足・開き足付き）	1個	1回	200円
	松羽目	1式	1回	1,500円
	金びょうぶ	1双	1回	1,000円
	銀びょうぶ	1双	1回	1,000円
	めくり台	1個	1回	200円
	緋毛氈	1枚	1回	450円
	長座布団	1枚	1回	200円
	姿見鏡	1個	1回	350円
	司会台	1台	1回	500円
	演台（花台付き）	1式	1回	800円
	譜面台	1台	1回	200円
	指揮台	1個	1回	250円
	映写スクリーン	1式	1回	1,500円
	ポータブルダンスフロア	1枚	1回	30円
		1式	1日	5,000円
	展示パネル	1枚	1日	100円
	展示用スポットライト	1個	1日	50円
フルコンサートグランドピアノ（調律料を除く）	1台	1回	5,000円	
照	調光装置	1式	1回	2,000円
	作業灯	1式	1回	800円
	ボーダーライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	800円
	第1サスペンションライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	1,400円
	第2サスペンションライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	1,400円
	アッパーホリゾンライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	1,500円
	ロアーホリゾンライト（カラーフィルターを除く）	1式	1回	1,500円
	シーリングライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	1,200円
	フロントサイドライト（カラーフィルターを除く）	1式	1回	1,200円
	ピンスポットライト（カラーフィルターを除く）	1個	1回	1,900円
	ライトスタンド	1個	1回	250円
	ベースプレート	1個	1回	150円
	スポットライト（カラーフィルターを除く）	1個 (0.5Kw以内)	1回	200円
	フットライト（カラーフィルターを除く）	1列	1回	500円
	エフェクトマシーン	1台	1回	1,100円
	エフェクト附属品	1個	1回	350円

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額
音響	拡声装置（スピーカーを除く）	1 式	1 回	2,500円
	テープレコーダー（オープン）	1 台	1 回	1,200円
	テープレコーダー（カセット）	1 台	1 回	500円
	レコードプレーヤー	1 台	1 回	500円
	C Dプレーヤー	1 台	1 回	500円
	M Dレコーダー	1 台	1 回	500円
	ステレオオーディオレコーダー	1 台	1 回	1,000円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1 回	1,200円
	マイクロホン	1 本	1 回	700円
	マイクスタンド	1 台	1 回	250円
	プロセニウムスピーカー	1 式	1 回	1,500円
	天井スピーカー	1 式	1 回	1,000円
	バトン吊下スピーカー	1 式	1 回	1,000円
	ステージスピーカー	1 式	1 回	1,500円
	はね返しスピーカー	1 式	1 回	1,000円
映像	16ミリ映写機（附属品を含む）	1 台	1 回	3,900円
	スライド映写機（附属品を含む）	1 台	1 回	800円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1 回	800円
	液晶プロジェクター	1 台	1 回	1,200円
	ビデオレコーダー	1 台	1 回	1,000円
	可搬式映写スクリーン	1 個	1 回	350円
電源	持込み機器用電源	1 kw	1 回	200円
楽屋等	第1楽屋	1 室	1 回	2,000円
	第2楽屋	1 室	1 回	1,500円
	第3楽屋	1 室	1 回	1,700円
	控室	1 室	1 回	1,000円

## &lt;備考&gt;

- ①上表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までのそれぞれをいいます。
- ②上表中「1日」とは、午前9時から午後10時までをいいます。
- ③次の(1)から(3)までに掲げる利用時間に係る使用料は、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額とします。
  - (1)午前9時から午後 5時まで 1回の額の2倍の額
  - (2)午後1時から午後10時まで 1回の額の2倍の額
  - (3)午前9時から午後10時まで 1回の額の3倍の額
- ④利用時間が備考1から備考3までに規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わないものとします。
- ⑤備考1及び備考2に規定する利用時間以外の時間に利用する場合（備考3に規定する場合は除く。）の使用料は、1時間につき、1回の額の30%又は1日の額の15%に相当する額とします。  
この場合に、その利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の1時間として計算します。
- ⑥使用料に1未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。